

企業の皆様へ

障害者 職場体験実習のご案内



『障害者雇用の経験がない』

『障害者を雇用しているがさらに障害者を雇用していきたい』

東京しごと財団は、このような企業のみなさまに、各種サービスをご用意しています。

障害者雇用にくわしい専門のアドバイザーがご支援いたしますので、ぜひご活用ください。



東京しごと財団では、「障害者雇用を検討している企業」と「就労を目指す障害者」を結びつける事業を推進しています。

障害者雇用の準備として、まずは「職場体験実習」から始めよう

実習について
相談したい…

職場体験
実習
とは ?

障害者雇用を検討している企業の皆さまが、障害者を「実習生」として職場に受け入れ、実際に業務を実習として体験してもらうことで、企業内に障害者雇用のノウハウを蓄積できる貴重な機会です。
障害者を雇用する前に、まずは職場体験実習から始めてみませんか？



>>> 職場体験実習までの流れ >>>

お問い合わせ

訪問

実習受入れの
準備

企業登録

支援機関への
情報提供

随時マッチング
面談会
ミニ面談会

実習受入れの
(直前)準備

実習

東京ジョブコーチ支援
実習保険
助成金

雇用に向けて！
(採用活動)



さまざまな面から職場体験実習をサポート

実習アドバイザーにご相談を！

職場体験実習の不安感や負担感を解消

東京しごと財団には、職場体験実習をサポートする専門のアドバイザーがいます。アドバイザーが皆様の職場を訪問して現在の状況や希望を伺いながら、効果的な職場体験実習となるよう、実習の準備から実施まで細かくサポートします。

主なサポート内容

- 障害者雇用に関する情報提供
- しごとの切り出し
- 実習カリキュラム・スケジュール作成支援
- 障害別の接し方や留意点のアドバイス
- 実習環境の整備



実習受入れ企業として登録

実習受入れ企業登録制度

職場体験実習受入れ準備が整ったら、「職場体験実習受入れ企業登録制度」をご利用ください。実習内容・受入れ対象障害種別・受入れ可能人数などを登録していただくと、東京しごと財団から障害者が利用する都内の「就労支援機関」に情報を提供します。

実習生との出会いの場を提供

■ 隨時マッチング

障害者(就労支援機関)からの実習希望に応じて、アドバイザーが企業と障害者(就労支援機関)を仲介して、随時マッチングをします。

■ 面談会

東京しごと財団では定期的に「職場体験実習面談会」を開催しています。参加していただくと、実習を希望する多くの障害者と出会えます。

■ ミニ面談会

年に数回、小規模の面談会を開催しています。参加希望する場合は、アドバイザーにご相談ください。

実習受入れへのサポート

職場体験実習保険

「実習中にケガをした」「実習生が職場のモノを壊してしまった」…
ご安心ください。東京しごと財団が実習生(就労支援機関)の申請によって損害保険に加入し、皆さまの不安や負担を軽減します。

東京ジョブコーチ支援

東京しごと財団では、障害者の職場定着を支援する「東京ジョブコーチ支援事業」も実施しています。職場体験実習もお手伝いできますので、ぜひご活用ください。
※東京ジョブコーチは東京しごと財団が養成し、認定した職場定着支援員です。

職場体験実習助成金

実習生を受け入れる中小企業等の皆さまを対象とした助成金をご用意しています。(裏面もご覧ください)

支援事例

【受入企業】情報通信業・従業員50名

【障害種別】精神障害

【実習期間】4時間×5日間(10時～15時)

【実習内容】事務補助

- PCデータ入力
- ファイリング など

【企業の声】アドバイザーの助言から「疲れやすい」という障害特性に配慮した実習時間としました。1時間ごとに休憩を入れ、朝夕に体調報告をしてもらうなど工夫したこともあり、スムーズに実習を終了することができました。



【受入企業】飲食サービス業・従業員180人

【障害種別】知的障害

【実習期間】5時間×10日間(11時～16時)

【実習内容】厨房の調理補助

- 簡単な盛付け
- 食器洗浄・片付け など

【企業の声】障害特性として、丁寧な業務指導が必要だということで、実習中は東京ジョブコーチに支援してもらいました。東京ジョブコーチの支援方法や障害者への接し方が大変参考になりました。

東京しごと財団職場体験実習助成金

東京しごと財団では中小企業等における障害者雇用を促進するため、障害者職場体験実習事業を実施しています。この助成金は中小企業の皆様が障害者職場体験実習の実習生を受入れ、実習を実施した際に要する諸経費を助成するものです。

対象企業	<ul style="list-style-type: none">●本社又は事業所が東京都内にあること。●申請日以前直近の6月1日現在において、短時間労働者※以外の常時雇用する労働者の数と短時間労働者(1人を0.5カウント)の数の合計が300人以下であること。 (特例子会社を除く) ※短時間労働者とは常時雇用する労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。
助成額	6万円(同一年度内の利用は、1企業1回まで)
支給要件	<ul style="list-style-type: none">●申請日以前直近の6月1日現在において、下記の(ア)(イ)いずれかを満たす企業等 (ア)障害者を雇用していない又は法定雇用率未達成の企業等 (イ)雇用する障害者とは異なる障害種別の実習生を受け入れた企業等●都内実習場所で、一日あたり4時間以上かつ5日以上の実習を実施すること●障害者雇用支援アドバイザーの支援を受け、障害特性に配慮した実習を行うことなど ※助成金の支給にあたっては他にも要件があります。
申請方法	利用申込書・誓約書を 実習開始2週間前まで に財団へ提出

ほかにも次のサービスがあります(企業対象サービスのご案内)

中小企業向けセミナー・企業見学支援事業

障害者雇用に関する知識や最新の情報を提供するセミナーや、障害者雇用に先進的に取り組む企業の職場見学会を開催しています。

障害者雇用実務講座

障害者を雇用していない中小企業の実務担当者を対象に、障害者雇用の制度や流れ、障害特性等を広く学ぶ講座です。

職場内障害者サポーター事業

障害者の職場定着を推進する企業を対象に「職場内障害者サポーター」を養成します。

障害者委託訓練

障害者向け短期公共職業訓練です。そのうち「実践能力習得訓練コース」は、障害者雇用を検討している企業が実際の職場環境を活用し実施する訓練です。

障害者雇用ナビゲート事業

障害者雇用経験のない、障害者の雇用を検討している中小企業等に専門のナビゲーターを派遣して雇用前の準備から雇用管理まで一貫してナビゲートします。

職場体験実習事業のお問い合わせ先

公益財団法人 東京しごと財団 障害者就業支援課 コーディネート事業係

TEL.03-5211-2682 FAX.03-5211-5463